

## 【記載事項変更(住所・本籍又は氏名の変更)について】

免許証記載の本籍（国籍）、住所又は氏名に関する変更がある方は、愛媛県運転免許センター及び警察署で手続きができます。（新しい住所が愛媛県の方に限ります。）

### ■ 手続場所 ■

#### ◇ 運転免許センター

（松山市勝岡町 1163 番地 7） （089） 934-0110 又は （089） 978-4141

**（受付時間）** 平日 午前 9：30～11：00  
午後 2：00～ 4：00  
日曜 午前 10：30～11：30  
午後 2：30～ 3：30

**（受付場所）** 2階

（注）土曜日、祝休日、年末年始（12月29日～1月3日まで）を除く。

#### ◇ 住所地を管轄する警察署及び大型交番（内子・野村・鬼北）

**（受付時間）** 平日：午前 8：30～午後 4：30

**（受付場所）**

（注）土・日曜日、祝休日、年末年始（12月29日～1月3日まで）を除く。

### ■ 手数料 ■

無料

### ■ 手続きに必要なもの ■

#### ◇ 住所変更の場合

(1) 運転免許証

(2) 新しい住所が確認できる書類

- ・ 住民票（・コピー（複写）をさせていただきます、原本をお返しすることができます。

（注）マイナンバー（個人番号）が記載されていないもの。コピー（複写）は、不可

- ・ 健康保険証、公共料金の請求書・領収書、消印のある郵便物等、新しい住所と氏名が記載してあるもの、在留カード

#### ◇ 本籍・氏名の変更の場合

(1) 運転免許証

(2) 本籍・（国籍）記載が記載されている住民票（原本を提出していただきます。）

※ マイナンバー（個人番号）が記載されていない住民票を提出していただきます。

※ 国籍を変更される方は、前の国籍が記載されている住民票などを提出していただきます。

（注）コピー（複写）では、手続きできませんので、必ず、原本をお持ちください。

（注）同一戸籍で2人以上の方が、同一の窓口において同時に氏名又は本籍の記載事項変更の届出をする場合は、本籍地記載の住民票（手続きをする全ての方が記載されているもの）1通のみで手続きをすることができます。

（注）届出は原則本人のみですが、ご家族に限り「委任状」があれば代理の方でも受け付けます。  
委任状は、次ページに添付しています。ダウンロードするか手書きで同様の記載をしてください。（代理申請の場合は、住民票保険証運転免許等によりご家族に間違いのないことを確認します。）

年 月 日

# 委 任 状

委任者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、運転免許証の記載事項の変更に関するすべての手続きを、下記の者に委任します。

記

受任者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

委任者との続柄 ( )